

中 小 企 業 信 用 保 険 法 第 2 条 第 5 項
第 5 号 の 規 定 に よ る 認 定 様 式 - (イ) - ④ の ご 案 内

本認定を受けると、信用保証協会では一般枠とは別枠での保証が受けられます。ただし、必ず保証が受けられるわけではありません。信用保証協会の審査がありますのでご了承ください。

○ **認定条件**

- (1) 新宿区内に事業実態があること
 - (2) 経済産業大臣の指定業種と非指定業種等を営んでいること
 詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。URL=<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>
 - (3) 次の①～③の条件を、いずれも満たしていること
 - ① 最近3か月以内におけるいずれか1か月の指定業種に係る売上高の合計が対象期間の企業全体の売上高の合計の5%以上であること。
 - ② 指定事業の最近1か月の売上高の合計がその直前の3か月間の月平均売上高と比較して5%以上減少していること
 - ③ 企業全体の最近1か月の売上高の合計がその直前の3か月間の月平均売上高と比較して5%以上減少していること
- ※「最近」の起算は申請月の前月又は前々月からとします。
- (4) 創業1年3か月未満等の理由により前年同期との比較ができないこと

○ **提出書類等**

法 人	個 人
1 認定申請書（区所定の用紙） 1 通	1 認定申請書（区所定の用紙） 1 通
2 履歴事項全部証明書のコピー（発行より3か月以内のもの）	2 直近期の所得税確定申告書のコピー ※青色申告決算書・収支内訳書等附属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付
3 直近期の法人税確定申告書及び決算書の原本またはコピー ※別表・勘定科目内訳書等附属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付 ※確認後返却いたします	3 事業開始日が確認できる資料 ※開業届や許認可証など（コピー可） ※確認後返却いたします
4 月別売上減少の確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 月別売上のわかる試算表 ② 総勘定元帳の売上欄のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料 ※業種ごとに売上高が確認できる資料 （主たる事業と企業全体の売上高が確認できる資料） ※全ての指定業種及び企業全体について、「全ての該当月の月別売上高」が確認できるもの	4 月別売上減少の確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 売上帳等のコピー ② 現金出納帳等のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料 ※業種ごとに売上高が確認できる資料 （主たる事業と企業全体の売上高が確認できる資料） ※全ての指定業種及び企業全体について、「全ての該当月の月別売上高」が確認できるもの
5 (イ) - ④用 売上高等確認書（区所定の用紙）	5 (イ) - ④用 売上高等確認書（区所定の用紙）

※認定申請書等の記載に誤りがあった場合、認定申請書の差し替えが必要になります。

※認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申し込みを行うことが必要です

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課へご連絡ください。

○問い合わせ先 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）4F
 新宿区文化観光産業部産業振興課 ☎（3344）0702